

令和 8 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項

令和 8 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号の規定に基づき、承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項を次のように定める。

1 承認の申請手続

- (1) 令和 8 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号（以下「指示」という）に規定された承認を受けようとする者（以下「申請者」という）は、指示に定められた承認区分ごとに申請しなければならない。
- (2) 前項に基づく申請は、プレジャーボート使用者の場合はインターネットまたは別記様式第 1 号を使用し、遊漁船業者の場合は別記様式第 2 号の 1 または様式 2 号の 2 を使用して、琵琶湖海区漁業調整委員会事務局（以下「事務局」という）に提出しなければならない。
- (3) 前項の提出は、プレジャーボート使用者は令和 8 年 9 月 30 日（水曜日）から同年 10 月 26 日（月曜日）まで（消印有効）、遊漁船業者は令和 8 年 10 月 15 日（木曜日）から同年 10 月 31 日（土曜日）まで（消印有効）の期間内に行わなければならない。
- (4) 遊漁船業者は 1 (2) に定める提出のほか、遊漁船業の適正化に関する法律第 17 条第 1 項に規定する標識を掲示した営業所および遊漁船の写真、操業の誓約書、封筒（長形 3 号）、110 円分の切手、船舶検査証書の写しを提出しなければならない。
- (5) 前年に承認を受けた遊漁船業者は、前項に定める提出物に加え、承認ごとにビワマス釣りに出船した 5 営業日分（5 営業日に満たない場合は全て）の「遊漁船業の適正化に関する法律第 15 条に基づく利用者名簿の写し」、「経費・売上等を記帳した法定帳簿の写し」、「ホームページやパンフレットなど、集客を目的とした広報物の写し」を提出しなければならない。

2 申請資格

(1) 遊漁船業者

申請時において次のいずれの条件も満たすものとする。

- ① 遊漁船業登録をしている者
- ② 遊漁船業の適正化に関する法律を遵守している者
- ③ 漁業に関する法令※の違反が確認されていない者
- ④ 令和 2 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 9 号、第 10 号および令和 7 年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第 2 号に従わなかったことが確認されていない者
- ⑤ 令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日までの間において、ビワマス釣りの遊漁船業を営む事について誓約できる者

※ 漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

3 承認基準

(1) プレジャーボート使用者

申請時において次のいずれの条件も満たすものとする。

- ① 漁業に関する法令*の違反が確認されていない者
- ② 令和2年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第9号、第10号および令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号に従わなかったことが確認されていない者
- ③ 前年に承認を受けた者のうち採捕状況の報告を定められた期限内に行った者もしくは前年に未承認であった者
- ④ 外国人漁業の規制に関する法律第3条に定める者に該当しない者

※ 漁業に関する法令とは、漁業関係の法律、規則を指す

(2) 遊漁船業者

1位 前年に承認を受けた遊漁船のうち、採捕状況報告書を提出期限までに提出済みの遊漁船（3位の②、4位の①、③、④、⑤の船舶を除く）

2位 1位の基準に加え、下記項目全てに該当する遊漁船業者が所有する遊漁船

- ① 承認引き継ぎの経験を有しない廃業遊漁船業者が前年に承認を受けた遊漁船の業務主任者として実績を持つ者
- ② 承認引き継ぎの経験を有しない廃業遊漁船業者から直接指名を受けたことを証明できる者

3位

- ① 前年に承認を受けていない遊漁船（4位の②、③、④、⑤の船舶を除く）
- ② 前年に承認を受けた遊漁船のうち、承認期間中の営業実態が確認できない遊漁船

4位

- ① 前年に承認を受けた遊漁船のうち、採捕状況報告書を提出期限を過ぎて提出した遊漁船
- ② 4位の①に該当する船舶を所有する遊漁船業者が申請する前年に承認を受けていない遊漁船
- ③ 申請受付期間において遊漁船業の適正化に関する法律第7条第1項に基づく変更の届出を怠っていた遊漁船
- ④ 遊漁船業者1者が申請する3隻目以降の遊漁船
- ⑤ 遊漁船業の適正化に関する法律第20条に基づく業務改善命令を受けている者
- ⑥ 前年に承認を受けたにも関わらず、令和7年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号の規定に基づく承認の申請手続、承認基準およびその他必要な事項「6. 承認を受けた者の提出書類および手数料の支払い手続」に定められた手続を行わなかった遊漁船

4 承認の決定

- (1) 1(1)に規定する申請のうち、プレジャーボート使用者にあっては、その申請数が指示に定める承認定数以内にあるときは承認基準を満たした者を承認する。プレジャーボート使用者にかかる申請数が承認定数を超える場合は、承認基準を満たした者の中から5に定める方法により承認者を決定する。
- (2) 1(1)に規定する申請のうち、遊漁船業者が使用する船舶にあっては、その申請数が指示に定める承認定数以内にあるときは申請資格を満たした全ての船舶を承認する。遊漁船にかかる申請数が承認定数を超える場合は、申請資格を満たした船舶について3(2)に掲げる承認基準に基づく順位付けを行ったうえ、次のとおり承認する船舶（以下「承認船舶」という。）を決定する。
 - ① 1位から3位の船舶を合わせた数が承認定数を超える場合は1位から2位の船舶を承認し、5に定める方法により承認定数まで3位の船舶の中から承認船舶を決定する。
 - ② 1位から3位の船舶を合わせた数が承認定数未満であり、4位の船舶を合わせた数が承認定数を超える場合は1位から3位の船舶を承認し、5に定める方法により承認定数まで4位の船舶の中から承認船舶を決定する。
- (3) 事務局は、承認者および承認船舶を決定したときは、速やかに申請者に承認の可否を通知する。
- (4) 1(3)の期間以外に提出された申請については受理しない。

5 承認を決定する方法

- (1) 4(1)に規定する方法は、次のとおりとする。
 - ① 承認者は抽選により決定する。
 - ② 申請者に整理番号を付与し、抽選の対象となった申請者の整理番号に対して、エクセルのRAND関数により乱数を発生させる。
 - ③ 整理番号ごとに発生させた乱数の値が大きい順番に、承認定数までの申請者を承認する。
 - ④ ③により承認を受けた者が6に定める必要な手続きを行わなかった場合、手続きが行われなかった件数を上限に、追加承認を行うこととする。
 - ⑤ 追加承認の対象は、1に定める申請手続きを行い抽選に落ちた者とし、その追加承認の方法は、②により発生させた乱数を適用しその値の大きい順番に承認する。
- (2) 4(2)に規定する方法は、次のとおりとする。
 - ① 承認船舶は抽選により決定する。
 - ② 抽選を行う順番は抽選で決定することとし、くじの小さい番号を上位として順位を決定する。抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（申請者の代理である旨の書面を有する者）が抽選を行い、申請者およびその代理人の立会がない場合は、本委員会事務局員が代わって抽選を行うこととする。
 - ③ 承認船舶を決定する抽選は抽選の対象となった船舶の申請者もしくはその代理人（申請者の代理である旨の書面を有する者）が行い、くじにより決定する。申

請者およびその代理人の立会がない場合は、本委員会事務局員が代わって抽選を行うこととする。

④ くじの結果に従って船舶を承認する。

6 承認を受けた者の提出書類および手数料の支払い手続き

- (1) 承認を受けた者は、確認書、顔写真（縦 45mm×横 35mm、裏面に氏名を記載）、本人確認書類（免許証の写し等）を提出するとともに、2,850 円の手数料を支払わなければならない。
- (2) 遊漁船業者は、6（1）に加えて、船長、業務主任者ごとに顔写真を 1 枚提出しなければならない。ただし、船長と業務主任者が同一であるときは、この限りでない。
- (3) 前項の提出および支払い手続きは、事務局から示される期間内に行わなければならない。
- (4) 事務局は、6（1）（2）の全ての書類および手数料の支払いを確認した後に標旗を送付する。

7 承認を受けた遊漁船業者の公表

- (1) 事務局は、承認を受けた遊漁船業者の一覧を作成し、事務局内（滋賀県庁水産課内）で縦覧するほか、事務局のホームページで公表する。
- (2) 公表する内容は次のとおりとする。
 - ① 遊漁船登録番号
 - ② 代表者氏名
 - ③ 営業所名
 - ④ 営業所住所
 - ⑤ 営業所電話番号
 - ⑥ 使用船名
 - ⑦ 遊漁船業務主任者氏名

8 採捕報告の方法および採捕報告の提出期限

- (1) 採捕報告の方法は次のとおりとする。
 - ① インターネット（ビワマス採捕報告専用ページ）による報告
 - ② 採捕状況報告書（プレジャーボート使用者にあっては別記様式第 3 号、遊漁船業者にあっては別記様式第 4 号）の提出による報告
- (2) 採捕報告の提出期限は次のとおりとする。なお、釣行が無い場合であっても、その旨を報告しなければならない。
 - ① プレジャーボート承認者：令和 9 年 7 月 31 日（消印有効）
 - ② 遊漁船業者承認者：令和 9 年 10 月 15 日（消印有効）

9 禁止事項

- (1) 他人名義を使用しての申請、標旗の貸借をしてはならない。
- (2) 前号に該当することが確認された場合、承認を取り消す。承認を取り消された承認者は標旗を速やかに事務局へ返納しなければならない。
- (3) その他、(1)に該当する場合には、次回以降のシーズンの承認を行わないことがある。

附則

この事項は、令和8年9月29日から施行する。